

# えせ同和行為 断固拒否

## 対応の手引き

◇同和問題を口実とした高額図書  
の購入強要への対応を中心として◇

岡山県

# 目次

はじめに	1
【えせ同和行為とは】	
【なぜえせ同和行為の排除に取り組むのか】	
I えせ同和行為の実態	2
II 対応の基本的心得	3
III 対応の具体的心得	6
IV 具体的事例と対応Q & A	8
V 高額な同和関係図書の返送の方法	11
VI えせ同和行為に関する相談窓口	16
VII お願い	17

# はじめに

## 【えせ同和行為とは】

えせ同和行為とは、「同和問題を口実にして、企業・個人や行政機関等に不当な利益や義務のないことを求める行為」です。

こうした行為に対し、その場しのぎに安易な妥協をしたり、恐怖心などから不当な要求に応じたりする例も見受けられ、えせ同和行為の横行を許す背景ともなっています。

## 【なぜえせ同和行為の排除に取り組むのか】

我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権に関する重要な課題の一つであり、その早期解決に向けて、国、地方公共団体、関係機関・団体等において、啓発活動など様々な施策を行ってきました。

ところが、えせ同和行為は、これまで行われてきた教育や啓発の効果をくつがえし、同和問題の解決に真剣に取り組んでいる人たちに対する国民のイメージを著しく損ね、ひいては国民に対して、同和問題に対する誤った意識を植え付ける原因となっています。

えせ同和行為は、その行為自体が問題とされ排除されるべきものです。問題とされるべきものは、同和問題を口実にして行われる不当な要求、違法な行為そのものであり、えせ同和行為をする者がどのような団体に所属するか、その団体がどのような団体であるかではありません。

違法・不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨み、相手に付け入るすきを与えないことが大切です。場合によっては、速やかに、警察や弁護士に相談することも必要です。

えせ同和行為の排除の目的は、当該違法・不当な行為を排除するとともに、同和問題に対する誤った意識を植えつける要因の発生を防止し、同和問題を解決するところにあります。

こうしたことから、一人ひとりが責任と勇気を持ってえせ同和行為の排除に取り組むことが必要です。

これに加え「人権を名乗る団体」から悪質で巧妙な手口による凶書の購入要求等の傾向も見受けられますが、その対応については、本冊子を参考としてください。

## 【えせ同和行為の排除についての相談は】

えせ同和行為の排除について、岡山地方法務局、岡山県警察本部、岡山弁護士会、岡山県、岡山市では、「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置し情報交換を行うとともに、企業等からの相談を受けています。

えせ同和行為等でお困りのことがありましたら、下記の相談窓口にご相談ください。

### ◇相談窓口

岡山地方法務局人権擁護課	086-224-5761
岡山県警察本部組織犯罪対策第二課（暴力団関係110番）	086-233-8930
岡山弁護士会〔民事介入暴力被害者救済センター〕（代表） （予約制・原則有料）	086-223-4401
岡山県人権施策推進課	086-226-7406
岡山市人権推進課	086-803-1070

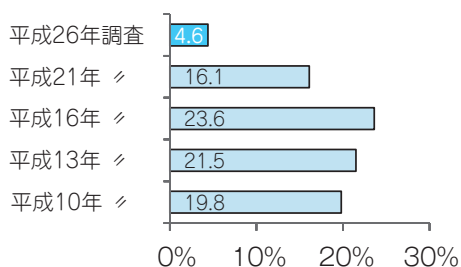
# えせ同和行為の実態

～法務省が実施した「えせ同和行為実態アンケート調査」結果から～

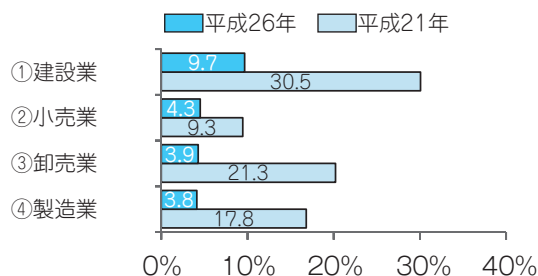
法務省が、30人以上の従業員を有する全国の企業の中から抽出した9,000事業所を対象に行った第10回目のアンケート調査は、次のような結果となりました。  
(回答 4,398事業所 回答率 48.9%)

## 1 被害率（要求を受けたことがある事業所の割合）

### (1) 推移



### (2) 業種別

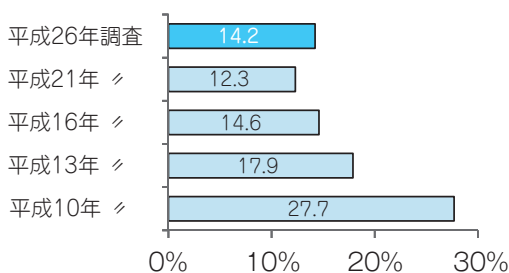


「同和を名乗る者から違法・不当な要求を受けたことがある」と回答した事業所は、前回より減少して全体の4.6%でした。業種別の被害率は、依然として建設業が最も高くなっています。

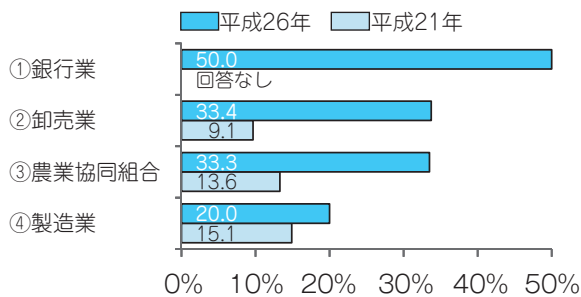
※「被害」とは、同和を名乗る者から違法又は不当な要求を受けること。

## 2 応諾率（要求に対して全部又は一部応じた事業所の割合）

### (1) 推移

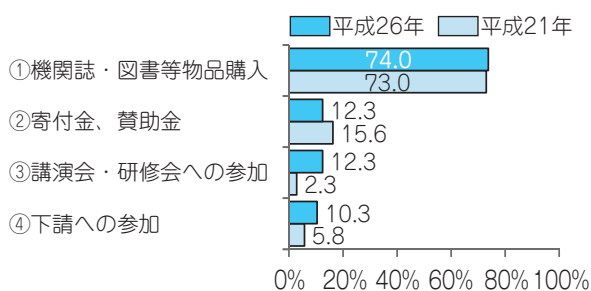


### (2) 業種別

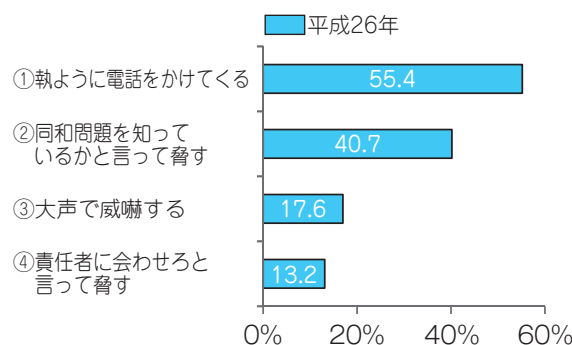


被害のあった事業所のうち、違法・不当な要求に「全部又は一部」応じた事業所は、前回より増加して14.2%でした。業種別の応諾率は、銀行業が前回1位のマスコミ業を抜いて最も高くなっており、2位の卸売業とともに増加しています。

## 3 要求の種類



## 4 要求の手口



# Ⅱ

## 対応の基本的心得

### 1 基本的姿勢

えせ同和行為に対する基本的姿勢は、違法・不当な要求は「断固として拒否する」ことです。応ずることのできない違法・不当な要求が、同和問題の名目で行われた場合でも拒否するのは当然のことです。

### 2 大切な初期の対応

最初の対応の誤りが事件を拡大させるので、最初から一貫して、毅然とした態度で対応することです。

### 3 安易な妥協はしないこと

えせ同和行為者は、弱い者に強く、強い者には弱いものです。したがって、安易な妥協をするとさらにつけ込まれます。その場しのぎの安易な妥協は、火に油を注ぐ結果となります。例えば、えせ同和行為者は、刑事事件とならないように金銭等の要求を直接には言わず、「誠意をみせろ。」「善処しろ。」などと攻めてきますが、それに根負けして金銭等で妥協してはいけません。

### 4 脅しを恐れないこと

えせ同和行為者自身、刑事事件となることを恐れているため、激しい言葉があっても実際に暴力的行為に出ることはまずありません。暴力的言動があれば、かえって警察への要請、通報など法的手続きが取りやすくなります。

### 5 同和問題への取組を非難された場合

同和問題への取組や同和研修の在り方を口実に不当な要求を受けたときは、相手方に対して、「県や法務局など関係機関に相談して対応する。」と答えてください。

事後速やかに県・法務局など関係機関に申し出てください。

### 6 弱みを追求された場合

弱みを追求された場合でも、密室で取引をしないで、法律に従った正しい手順によって解決を図るべきです。

仮に相手の指摘が事実であったとしても、法的には、故意過失の有無、賠償の対象になるかどうか、適正妥当な賠償額はどうかなどの検討が必要です。

したがって、そうした検討をしないまま、安易に相手の要求を認めたり、謝罪的な発言をしてはいけません。

### 7 組織全体で対応すること

えせ同和行為については、組織全体で対応することが大切です。例えば、支店等で不当な要求を受けた場合は、支店長等が個人的にあるいは支店限りで、その要求や行為に応ずるべきではありません。相手は、その対応の不備等を口実にして、本店に対し、より大きな要求をしていくことが多いので、本店に報告し指示を求めるなど、組織全体が「**断固拒否する**」という意思統一を図って対応することが大切です。

### 8 官公庁等の威力が利用されようとした場合

えせ同和行為者が企業に対して不当な要求を行う場合は、その手口として、その企業の監督官公庁等に連絡をとるなど、官公庁等の威力を悪用しようとする 경우가多くあります。

監督官公庁等は、えせ同和行為の排除に積極的に取り組んでおり、えせ同和行為者に加担することはありません。

このような手口に乗ることなく、県、法務局、警察など関係機関へ相談してください。

### 9 警察への連絡等

岡山県警察では、えせ同和行為の排除に積極的に取り組んでいます。

平素から警察と緊密な連携を保ち、事案の発生に備え担当窓口を設けておくとともに、不要なトラブルや受傷事故を防止するためにも、不当な要求を受けた場合には、次の要領で警察に通報してください。

- (1) 組織犯罪対策第二課（暴力団関係 110番 086-233-8930）又は、最寄りの警察署に、速やかに連絡を取り、相手方との対応等について助言を受ける。
- (2) 緊急を要する場合には、ちゅうちょせず110番に通報する。

## 10 弁護士への依頼

(1) 日本弁護士連合会は、民事介入暴力対策委員会を中心に、えせ同和行為の排除に取り組んでいます。

そのため、岡山弁護士会に民事介入暴力被害者救済センターが置かれ、えせ同和行為者に対する措置について相談を受けています。

(2) えせ同和行為者は、かなり知能犯的である場合が多いので、弁護士によく相談し、事案に応じてその解決を弁護士に依頼してください。

## 11 相談窓口

(1) 法務局

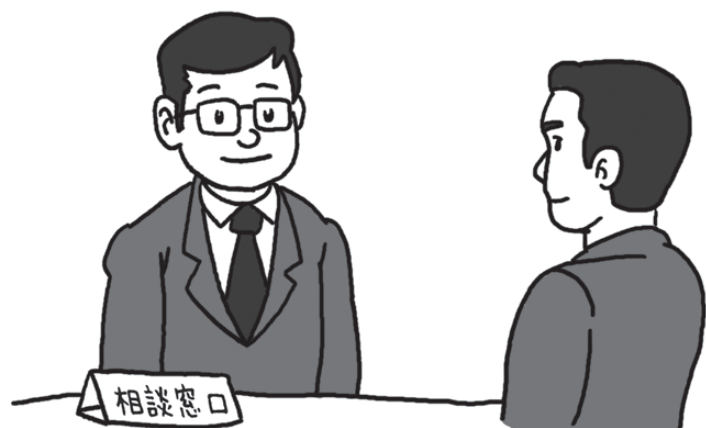
岡山地方法務局及びその支局では、えせ同和行為排除のための相談や人権侵害にかかわる相談を受けています。

(2) 県、市町村

岡山県や岡山市等市町村では、同和問題の解決を図るため、えせ同和行為の排除に取り組み、啓発を行うとともに相談を受けています。

(3) えせ同和行為対策関係機関連絡会

岡山地方法務局、岡山県警察本部、岡山弁護士会、岡山県、岡山市の五者で「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置し、えせ同和行為に関する情報交換や対応を協議し、その排除に努めています。



# Ⅲ

## 対応の具体的心得

### 1 面談場所

面談する場所は、自らの管理が及ぶ範囲内（例えば、自社応接室等）とします。

呼び出しがあっても、相手方の要求する場所には出向きません。

面談の際には、相手方にあらかじめ「何時まで」と伝え、対応できる時間を指定・制限しておきます。

### 2 対応者

相手方の用件を的確に把握するため、また、誤った対応を防ぐためにも、面談は必ず複数の担当者で行いましょう。幹部は初期段階では対応してはいけません。

場合により、弁護士に交渉をゆだねたり、又は弁護士を立ち合わせ若しくは弁護士、警察官に待機してもらいます。

### 3 相手方の確認

相手方の氏名、所属団体、所在（場合によって電話番号）等を確認します。警察署へ被害を届け出る場合や、後に裁判所へ訴えを起こす場合に相手方の特定に必要となります。他人の代理人であると称する場合には、本人との関係、委任の事実を確認します。

### 4 内容の記録

(1) 話の内容は、面接の場合でも電話の場合でも、原則として録音します。

その際、相手には、「上司に報告するため。」と伝えます。

(2) 関連していると思われる無言電話も、その時間、状況を記録しておきます。

(3) 相手の話はよく聞き、その趣旨、目的を明確にして、詳細に記録しておきます。



## 5 言動

- (1) おびえず、あわてず、ゆっくりと丁寧に対応し、無礼な態度にならないよう注意しましょう。また、相手方の挑発に乗らないように、かつ、相手方を挑発しないよう注意します。
- (2) 相手方が執ように要求を繰り返す場合は、例えば「当社としては、あなたの要求には応じられません。これ以上お話しても結論は変わりません。どうぞ、お引き取りください。」等と明確に答えましょう。  
「検討する。」「考えてみる。」等、相手方に期待を抱かせるような発言をしてはいけません。
- (3) 当初の段階で「申し訳ありません。」「すみません。」など、自らの非を認める発言をしてはいけません。
- (4) 相手方が念を押したときは、「はい。」「いいえ。」で答えず、自らの主張を繰り返します。
- (5) 誤った発言をした場合は、その場で速やかに訂正します。

## 6 要求への対応

- (1) 相手方の要求に対して、応諾の即答、約束をしてはいけません。
- (2) 「一筆書け。」と言われても書く必要はありませんし、書いてはいけません。
- (3) いかなる場合でも、署名、押印をしてはいけません。
- (4) 特別の事情がない限り、こちらから相手方に連絡をしてはいけません。積極的な姿勢が相手方に誤解を生じさせたり、こちらからの連絡を当然のことのように要求してくるようになります。

えせ  
同和行為  
断固拒否!!

# IV

## 具体的事例と対応Q & A

### 1 高額図書の購入強要

#### Q 1 電話で高額な同和関係図書の購入を強要された場合

A 同和関係の図書であっても、一般の図書となんら変わりありません。購入の意志がなければ、「いきません。」ときっぱり断ればよいのです。意志表示をあいまいにすると、後で争いのもとになります。

また、断る理由は言う必要がありません。「予算がない。」等の理由をつけて断ると、その理由自体が議論や争いの対象となり、相手につけ込まれるすきを与えることになります。

#### Q 2 同和問題に関する知識を試すような質問(例えば「同和問題を知っているか。」など)をされて答えられないとき、「同和問題に関する理解が足りない。」「買わないのは差別だ。」などと言われた場合

A 同和問題について平素から理解を持ち、相手につけ入るすきを与えないことが対応の際の基本的なことです。同和問題に関する質問があれば「私なりに理解に努めています。」と返答します。

対応に当たっては、相手のペースに乗っていかないことです。

「よく知らない。」と答えたり、知っていても不正確な表現を使用したりすると、そのことをとらえ「同和問題解決のための国民的課題をどう考えているのか。」などと追求され、じわじわと心理的に追いつめられ、購入を強要されます。

また、「買わないのは差別だ。」と言われた場合は、「差別ではないと思うが、県、警察、人権擁護機関(岡山地方法務局)などに相談する。」と言って、相手の住所、氏名、電話番号等を聞いた上で、岡山県人権施策推進課などに相談してください。

#### Q 3 「同和問題の解決は国民的課題だから、1冊は研修のため必要なものだ。」と言ってきた場合

A 「同和問題に関する研修を県や市町村などから受けており、必要な資料はそこで入手できるので購入する必要はない。」ときっぱり断ってください。研修内容について相手に答える必要はありません。

平素から研修等を通じて、同和問題など様々な人権問題に関する理解を深めるための努力をすることは大切なことです。

#### Q 4 注文もしないのに相手方が勝手に図書を送付してきた場合

A 11頁の「1 一方的に図書が送られてきた場合」を参照してください。

Q5 「いない。」と断ったが、執拗に押しつけられたので、つい検討すると答えてしまったり、不本意ながら、「買います。」と言ってしまった場合

A 速やかに、「**検討の結果、いりません。**」とはっきり断ってください。  
また、図書が送られてきた場合は、13頁の「2 図書の購入を約束した場合等で図書を返送する場合」を参照してください。

## 2 寄付金・賛助金の強要

Q6 「我々は人権運動をしている。協力してほしい(応援・支援してほしい)」「寄付に協力してくれ。」と言われた場合

A 「協力(応援・支援)とはどういう内容でしょうか。」と尋ね、「人権に関する本を買ってくれ。」とか「賛助金をくれ。」などと言われた場合は、「要りません(又は、お出しできません)。」ときっぱり断ることで。 (前記Q1を参照)

寄付は自由意思で決めることですが、団体の活動内容、使用目的等を十分検討したうえで、慎重な対応が必要です。相手方が人権や同和問題の解決のためであると主張しても、その要求に応じなければならない義務はありません。

その要求が不法な手段で強要された場合は、これに応ずる義務がないばかりか、むしろこれに応ずることは、かえって「えせ同和行為」に加担することにもなりかねませんので、きっぱりと断ってください。

人権や同和問題の解決を名目とした寄付金の要求は、「えせ同和行為」においてよく使われる手口です。

最初はわずかな金額でも、一度要求に応じてしまうと、「前にも付き合ってくれたのだから。」と再三にわたり要求を受けることになります。

## 3 工事下請への参加強要

Q7 同和を名乗る者から、公共工事に関して「工事発注者(国、県又は市町村等)には話をしているので下請けに入れろ。」等と言われた場合

A 国、県又は市町村は、えせ同和行為の排除に積極的に取り組んでおり、公共工事の下請けへの参加強要などのえせ同和行為に加担することは一切ありませんので、きっぱり断ってください。

**Q 8 同和を名乗る地元の業者等から、「工事を請け負わせろ。」「下請に参加させろ。」などと言われた場合**

A 「お断りします。」ときっぱり断ってください。断る理由は言う必要ありませんし、「検討する。」「考えてみる。」等、相手方に期待を抱かせる発言は絶対にしないでください。

**4 弱みを追求されたり、脅された場合**

**Q 9 こちら側の落ち度を突かれて、必要以上の要求を受け、「金を出せ。」と明らかには言わないが、「善処しろ。」「誠意を見せろ。」と言われた場合**

A 弱みを追求された場合でも、当事者間だけでの取引を排して、会社で定められたルールや法律に基づいた手続によって適正妥当な解決を図るべきです。

相手方が主張する内容については「事実関係については調査します。」と答え、事実を確認しないまま要求を認めたり、謝罪的発言をしてはいけません。

追求された内容が仮に事実であれば、「その件については、法令等に基づき適正に対処させていただきます。」と答えて、適正な手続で解決を図ってください。

こちら側の落ち度を口実にした不当な要求は、「ご指摘の件と要求とは別の問題であり、要求には応じることはできません。」と断固として拒否しましょう。

また、相手方が「善処しろ。」「誠意を見せろ。」など繰り返す場合は「具体的にどういことですか。」「どうしたらよいのですか。」と相手方に反問し、「誠意」の意図を確かめてください。

意図不明で言いがかりと思われる場合には、「はっきりしなければ対応のしようがない。」ときっぱり断ってください。

**Q10 「今すぐそちらへ行くぞ。」と大声で怒鳴られたり、強迫された場合**

A 相手も脅しが公になったり、刑事事件になることを恐れています。思いきった行動に出るとは、通常考えられません。仮に強迫的言動があった場合には、警察への要請や通報などの法的手段が取り易くなります。

対応者は、怖いと思ったり、脅しを恐れてはいけません。言動には特に注意の上、毅然とした態度で対応することが大切です。

## 1 一方的に図書が送られてきた場合

### (1) 送られてきた図書の受取拒否

図書が一方的に送られてきた場合や、契約をしていないのに送られてきた場合には、受け取りを拒否し、配達人に持ち帰ってもらってください。

この対応については、規模の大きな事務所・事業所では取り扱いが難しい場合がありますので、事務所・事業所内で十分な連絡を取って対処することが必要です。

### (2) 送られてきた図書を受け取ってしまった場合の返送方法

#### ①郵便物で開封していない場合

郵便物の場合は、そのままの状態、赤字で「この郵便物は受け取れません。〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇（名前又は会社名を記入）」と表示した**付せん**（縦10cm×横20cm程度のもの）を付けて、郵便局に持っていくなどにより返送してください。

#### ②宅配便で開封していない場合

宅配便の場合は、下記③と同様の手続きで返送してください。

#### ③開封した場合

開封した場合でも、「購入の意思はない。」旨の文書を同封し、相手方から「返されていない。」などとトラブルが発生した場合に備えて、**発送したことが確認できる方法**（簡易書留や宅配便を利用し、必ず書留郵便物受領証や宅配便の送付依頼書、同封した返送文書などの控えを保管すること。）で返送してください。

返送する場合の文書は次ページ例文を参考にしてください。

### ◆ 図書を返送する場合の例文

住所

〇〇〇〇 様

このたび送付されてきました「〇〇〇〇〇〇(図書名)」は購入する意思はありませんので、返送いたします。

今後は、このような一方的な送付はお断りします。

なお、この取り扱いについては、岡山県人権施策推進課、岡山県警察本部組織犯罪対策第二課などの指導を受けていることを念のために申し添えます。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所

氏名(又は会社名)

(注) 返送文書は、必ずコピーし、書留郵便物受領証、宅配便の送付依頼書と一緒に保管しておくこと。万トラブルの際には、証拠となります。

### (3) 代金引換郵便・宅配便で送られてきた図書の受取拒否

注文していない図書等が代金引換郵便(小包)や宅配便の代金引換サービスで一方的に送られてくる場合があります。この場合は、**受け取りを拒否し、配達人に持ち帰ってもらう**ことが大切です。

これは、注文者が確認できないとき「つい受け取ってしまう」ことをねらったものですので注意してください。

#### 送りつけ商法(ネガティブオプション)

送りつけ商法とは、注文もしないのに一方的に図書等が送られてきて代金を請求する商法です。「特定商取引に関する法律」の第59条では、商品が届いた日から14日、又は消費者がその商品の引き取りを販売業者に請求した日から7日のいずれか早い日を経過するまでに販売業者が引き取りに来ない場合は、販売業者はその商品の返還を請求できないと定められています。(この期間に、商品の使用や消費はしないこと。)

その結果、このいずれかの期間を経過した後は、図書等の送付を受けた者は、それを自由に処分できます。

ただし、現実問題として、後日、「図書が返されていない。」などのトラブルが発生する恐れがありますので、「1(2)送られてきた図書を受け取ってしまった場合の返送方法」を参考に、発送したことが確認できる方法(簡易書留又は宅配便)で返送してください。

## 2 図書の購入を約束した場合等で図書を返送する場合

電話で執拗に購入を勧誘され、恐怖心などから「思わず『購入する。』と言ってしまった場合」、又は「『見てからでないと判断できない。』などとはっきり断れなかった場合」に図書が送られてきます。この場合でも、個人の場合は、特定商取引に関する法律による「クーリング・オフ」により、図書の購入を断ることができますので、次の手続きによって図書を返送してください。

### (1) 個人の場合の図書の返送方法（クーリング・オフ適用）

電話勧誘では、一度約束した図書の購入を断るためには、同封されている書面（契約書）を受領した日を含めて8日以内に、申し込みの撤回が必要です。その場合、相手方に必ず書面で行わなければなりません。

#### ①書面による通知

簡易書留にしたはがき又は特定記録郵便などで行ってください。

通知する文書は次の例文を参考にしてください。

#### ◆はがきで通知する場合の例文

住所

〇〇〇〇 様

平成〇〇年〇〇月〇〇日の「〇〇〇〇〇(図書名)」の申し込みは撤回いたします。

※(既払金〇〇、〇〇〇円は返金してください。)

なお、送付のありました図書は、着払いで返送いたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所

氏名

※ ( ) は既に図書代金を支払っている場合書き添えます。

(注) はがきの表・裏のコピーをとって、郵便局でもらう書留郵便物受領証等と一緒に保管しておくこと。万一トラブルの際には、証拠となります。

### クーリング・オフ

「クーリング・オフ」とは、訪問販売や電話勧誘販売などで契約してしまった場合でも、一定期間内であれば消費者が一方的に契約を無条件に解除できる制度です。

このクーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘販売の場合、法律等で定められた申込内容又は契約内容を明示した書面の交付を受けてから8日以内にする必要がありますが、その書面の交付を受けていない場合（電話での勧誘の場合は、書面の交付がされていない場合が多いようです。）又は書面の内容に不備がある場合等には、いつでもクーリング・オフができることとなります。

なお、この制度は、事業者が営業活動等に関連して行う取引等には適用されない場合がありますので、詳しくは弁護士や消費生活センターにご相談ください。

（「特定商取引に関する法律」第9条（訪問販売）、24条（電話勧誘販売））

### ②図書の返送

送られてきた図書に文書を同封し、**発送したことが確認できる方法**（簡易書留や宅配便を利用し、必ず書留郵便物受領証や宅配便の送付依頼書、同封した返送文書などの控えを保管すること。）で返送してください。

返送する場合の文書は次の例文を参考にしてください。

### ◆図書を返送する場合の例文

住所

〇〇〇〇 様

平成〇〇年〇〇月〇〇日に通知した「〇〇〇〇〇〇（図書名）」を返送いたします。

なお、この取り扱いについては、岡山県人権施策推進課、岡山県警察本部組織犯罪対策第二課などの指導を受けていることを念のために申し添えます。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所

氏名

（注）返送文書は、必ずコピーし、書留郵便物受領証、宅配便の送付依頼書と一緒に保管しておくこと。

万一トラブルの際には、証拠となります。



## (2) 法人等の場合の図書の返送方法

特定商取引に関する法律は、消費者個人の保護を目的としているため、法人が営業のために又は営業として締結する取引や国・地方公共団体の機関にはこの適用がありません。

法人や国・地方公共団体の機関においては、「図書の購入を断る。」旨の文書を同封し、**発送したことが確認できる方法**(簡易書留や宅配便を利用し、必ず書留郵便物受領証や宅配便の送付依頼書、同封した返送文書などの控えを保管すること。)で返送してください。

返送する場合の文書は次の例文を参考にしてください。

### ◆図書を返送する場合の例文

住所

〇〇〇〇 様

平成〇〇年〇〇月〇〇日の「〇〇〇〇〇〇(図書名)」は unnecessary ですので返送いたします。

なお、この取り扱いについては、岡山県人権施策推進課、岡山県警察本部組織犯罪対策第二課などの指導を受けていることを念のために申し添えます。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

会社名

(注) 返送文書は、必ずコピーし、書留郵便物受領証、宅配便の送付依頼書と一緒に保管しておくこと。万一トラブルの際には、証拠となります。

## ◇えせ同和行為対策関係機関連絡会

## ★岡山地方法務局人権擁護課

〒700-8616 岡山市北区南方1-3-58

☎086-224-5761

## ★岡山県警察本部組織犯罪対策第二課：暴力団関係110番

〒700-0824 岡山市北区内山下2-4-6

☎086-233-8930

## ★岡山弁護士会〔民事介入暴力被害者救済センター〕（予約制・原則有料）

〒700-0807 岡山市北区南方1-8-29（岡山弁護士会館内）

☎086-223-4401（代表）

## ★岡山県人権施策推進課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

☎086-226-7406

## ★岡山市人権推進課

〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1

☎086-803-1070

## ◇クーリング・オフ等に関する相談窓口

## ★岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1

（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館5階）

☎086-226-0999

## ★岡山県消費生活センター津山分室

〒708-8506 津山市山下53（岡山県美作県民局内）

☎0868-23-1247

## ◇悪質な商法等に関する相談窓口

★岡山県警察本部生活環境課：生活環境110番  
〒700-0824 岡山市北区内山下2-4-6  
☎086-231-9449

★(公財)岡山県暴力追放運動推進センター

- 岡山事務局（岡山商工会議所ビル2階）  
〒700-0985 岡山市北区厚生町3-1-15  
☎086-233-2140
- 倉敷連絡所（倉敷商工会館3階）  
〒710-0824 倉敷市白楽町249-5  
☎086-434-2140
- 津山連絡所（津山商工会館4階）  
〒708-0022 津山市山下30-9  
☎0868-22-2140

# VII

## お願い

えせ同和行為に対しては

1. はっきりと断る。
2. 関係者や組織内で情報を共有し、統一的な対応をする。
3. 相談窓口を積極的に活用し、あわせて情報提供をする。



岡山県人権啓発シンボルマーク

## 岡山県 人権施策推進課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6  
TEL：086-226-7406（直通）  
FAX：086-234-5924  
Eメール [jinken@pref.okayama.lg.jp](mailto:jinken@pref.okayama.lg.jp)  
[岡山県ホームページ](#)>組織で探す>人権施策推進課

平成28年2月